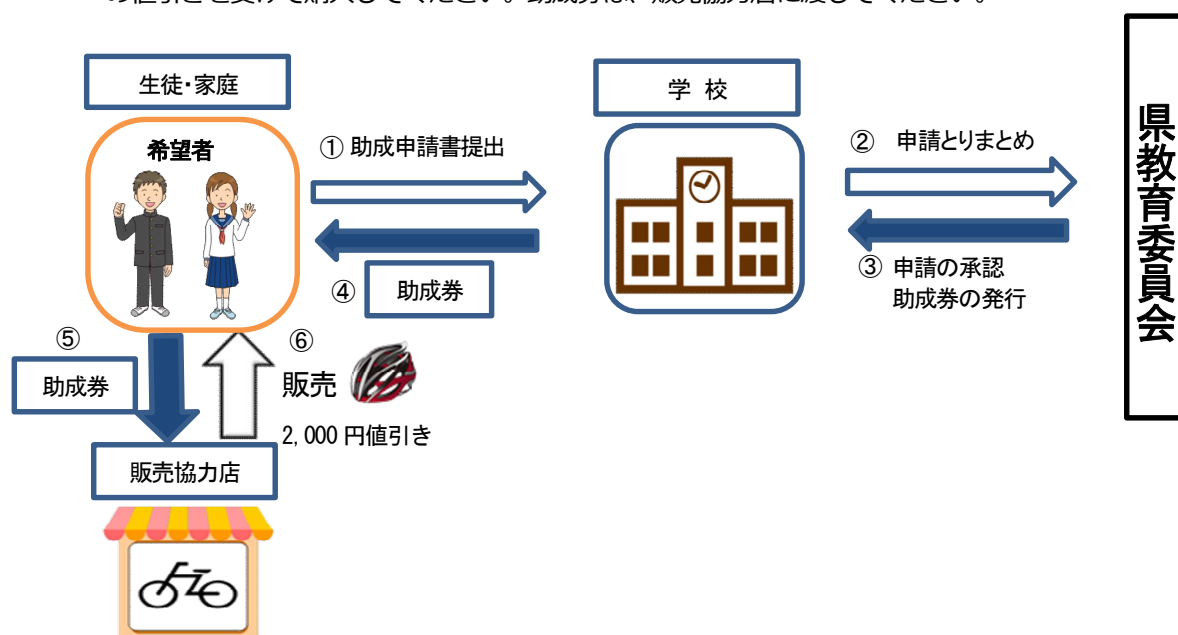


## 1 助成の手続き

- (1) 自転車ヘルメット購入の助成について、助成を希望する児童生徒（保護者）は「自転車ヘルメット購入費助成申請書」を学校へ提出してください。
- (2) 学校は、助成の申請があった児童生徒が以下に該当することを確認のうえ、「助成申請者リスト」を作成し、学校安全対策課に提出します。
  - ・申請した児童生徒は、自転車通学（部活動での利用など、学校長が認めたものを含む）が許可、または許可される見込みの者である。
  - ・申請した児童生徒は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である。
- (3) 学校は、学校安全対策課からの助成の決定通知を受け、助成券を切り取り、児童生徒に交付します。
- (4) 助成券の交付を受けた児童生徒（保護者）は販売協力店で助成券を示し、一人2,000円（限度額）の値引きを受けて購入してください。助成券は、販売協力店に渡してください。



## 2 留意点

- ・助成券の申請期間は令和2年3月23日から令和3年1月20日までとします。
  - ・助成券の発行は、令和2年4月1日以降となります。
  - ・助成券の発行は月1回を基本とし、各学校における申請書の提出は、20日を目処に締め切ります。
  - ・助成券の有効期限は、令和3年1月31日までとします。
  - ・助成の対象となるヘルメットは、新品で安全基準を満たしたことを示す「マーク」(※)のあるものに限りま。
- (※) SG：一般財団法人製品安全協会認証    CE：欧州標準化委員会  
JCF：日本自転車競技連盟 など
- ・ヘルメットの販売額が2千円（消費税込）を下回る場合は、その額が助成額となります。
  - ・ヘルメット以外の商品等の助成には使用できません。
  - ・店舗によって、レジでの支払いやサービスカウンターでの支払いなど、手続きが異なる場合があります。助成券を利用することをあらかじめ店舗側に伝え、その指示に従ってください。
  - ・紛失等の理由によらず、発行年度内での再発行はありません。
  - ・助成券での購入は一人1回です。
  - ・令和元年度に交付された助成券は、有効期限を過ぎているため、使用できません。再度、助成を希望される場合は、改めて令和2年度用の助成券を申請する必要があります。